

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	中小企業者に該当する農業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）			
税 目	所得税・法人税（措法第 10 条の 3、第 42 条の 6、第 68 条の 11）			
要 望 の 内 容	<p>適用期限等を延長すること（2 年間）</p> <p>〔現行制度〕</p> <p>(1) 対象者 青色申告書を提出する農林漁業者、農林水産関係中小企業者、農業協同組合等（以下、農林漁業者等）</p> <p>(2) 対象設備 機械・装置、電子計算機・デジタル複写機及びソフトウェア</p> <p>(3) 特例措置 30 % の特別償却又は 7 % の税額控除（但し、資本金 3,000 万円以下）の選択適用</p> <p>(4) 取得価額 機械・装置は 1 設備 160 万円以上 電子計算機・デジタル複写機は 1 設備 120 万円以上 ソフトウェアは 1 ソフトウェア 70 万円以上</p> <table border="1" data-bbox="963 965 1434 1070"> <tr> <td data-bbox="963 965 1171 1070">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1171 965 1434 1070">- （ 11,139 ） 百万円</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	- （ 11,139 ） 百万円
減収見込額 （平年度）	- （ 11,139 ） 百万円			
新 設 ・ 拡 充  又 は 延 長 を 必 要 と す る	<p>政策目的 健全な地域経済を構築していくためには地域経済の多くを担う農林水産業及び関連産業の活性化が喫緊の課題となっている。 こうした課題に対処するため、農林水産物の生産・加工・流通分野の一層の近代化・効率化に向けた積極的な投資を支援するとともに、当該投資の促進を通じて農山漁村を含めた地域経済全体の活性化に資する。</p> <p>施策の必要性 農林水産物価格の低迷に加え、肥料、飼料等の高騰による生産・流通コストが上昇する等農林水産業を巡る情勢は厳しいものとなっている。 こうした状況に対し、農林水産省においても、生産性の向上を図ることが重要であるとの認識の下、 稲・麦・大豆等の土地利用型作物においては大規模化の促進による近代化の促進 野菜・果樹・さとうきび等の作物においては機械化の促進 林業分野においては高性能林業機械の導入等による低コスト作業システムの構築 水産業分野においては生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化の促進 中小食品製造業者等においては製品の高付加価値化の促進 等に政策を総合的に展開していくこととしており、こうした施策を円滑に推進していくためには、川上から川下まで広範に投資促進効果のある本制度の延長が必要である。</p>			

理由	<p>要望の措置の妥当性 平成 10 年に経済対策の一環として本制度が創設されて以降、農林水産分野においては、 生産コストの低減 投下労働時間の削減 経営規模の拡大 等に一定の成果を上げてきている。 しかしながら、地域経済格差はなお拡大傾向にあり、このため、農林水産省においても各種の補助事業等を通じてポイント的なテコ入れ施策を行っていくこととしているが、関連産業の投資促進に大きなインセンティブのある本制度の延長を図ることにより、補助事業では手の届かない分野に至るまで、やる気と能力のある農林漁業者及び関連中小企業者等を育成・支援していくことが重要かつ不可欠であり、適正である</p>	
今回の	政策評価体系における位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 食品産業の競争力の強化</li> <li>- 国産農畜産物の競争力の強化</li> <li>- 農業者への経営支援の条件整備</li> <li>- 林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進</li> <li>- 水産業の健全な発展</li> </ul>
の要望	政策の達成目標	農林水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な農林漁業・関連産業の育成
望に	租税特別措置の適用又は延長期間	平成 24 年 3 月 31 日まで (2 年間)
関連	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
する	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
事項	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>強い農業づくり交付金 (共同利用機械整備) 約 244 億円 甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金 約 261 億円 森林・林業・木材産業づくり交付金 約 132 億円 体質強化グループ活動等支援事業 約 50 億円 強い水産業づくり交付金 約 75 億円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	農林漁業者等への設備投資に係る支援措置については、各種補助金・交付金・金融等一体的な措置を講じることにより、農林漁業者等の経営発展や生産性の向上等の後押しを行っている。
これ	政策の達成状況	本税制措置は農林漁業者を含め幅広く利用できる制度となっており、農林漁業者等の資金繰りやキャッシュフローの改

<p>までの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>善による投資の拡大に大きく貢献している。</p>									
<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1"> <tr> <td>適用実績</td> <td>平成 18 年度</td> <td>19,503 (百万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 19 年度</td> <td>16,713 (百万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 20 年度</td> <td>13,743 (百万円)</td> </tr> </table>	適用実績	平成 18 年度	19,503 (百万円)		平成 19 年度	16,713 (百万円)		平成 20 年度	13,743 (百万円)
適用実績	平成 18 年度	19,503 (百万円)								
	平成 19 年度	16,713 (百万円)								
	平成 20 年度	13,743 (百万円)								
<p>租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等</p>	<p>景気が後退状況にあり、農林漁業者及び関連産業の経営が厳しい中においても、継続した利用がみられることから、農林漁業者等の設備投資の促進に一定の効果을上げている。</p>									
<p>前回要望の達成目標</p>	<p>農林水産分野の投資を包括的に促進することにより、農林漁業者及び関連産業の経営の合理化を図り、もって農林漁業者及び農山漁村の発展を図る。</p>									
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>地域経済格差は拡大傾向にある中、農林漁業・農山漁村分野においては、引き続き本特例により設備投資の促進を図る必要がある</p>									
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>中小企業投資促進税制創設（平成 10 年 4 月総合経済対策）</p> <p>平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備の拡充 〔普通自動車：車両総重量 8 t 以上 3.5 t 以上〕</p> <p>平成 12 年度 1 年間の延長 〔平成 13 年 5 月までの適用期限の延長〕</p> <p>平成 13 年度 10 ヶ月の延長 〔平成 14 年 3 月までの適用期限の延長〕</p> <p>平成 14 年度 2 年間の延長 〔平成 16 年 3 月までの適用期限の延長、対象設備の取得価額の引下げ〕 取得：230 万円以上 160 万円以上 リース：300 万円以上 210 万円以上</p> <p>平成 16 年度 2 年間の延長 〔平成 18 年 3 月までの適用期限の延長、対象設備（器具・備品）の取得価額の引上げ〕 取得：230 万円以上 120 万円以上 リース：300 万円以上 160 万円以上</p> <p>平成 18 年度 2 年間の延長 〔平成 20 年 3 月までの適用期限の延長、対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外〕</p> <p>平成 19 年度 リースの税額控除を廃止</p> <p>平成 20 年度 2 年間の延長</p>									